

# 行政手続（在留資格）における訳文添付について

令和6年3月22日



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

## 上陸審査手続の流れ

### 入国事前審査

上陸審査手続の迅速化及び簡易化のため、在留資格認定証明書制度を設けています。この制度により、入国前に在外公館で行う査証(VISA)の発給手続の迅速化が図られています。



### 上陸審査

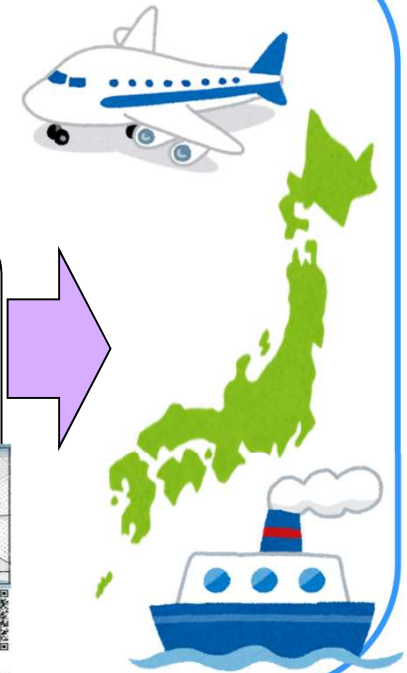


- ①外国人は旅券と査証(VISA)を持って日本に来ます。
- ②日本へ着いた外国人は、上陸申請を行います。
- ③入国審査官が旅券・査証・EDカード・入国目的等に基づいて、上陸を認めてよいか審査します。



### 上陸許可

審査の結果、上陸が認められると、外国人の旅券に上陸許可の証印をします。このとき、中長期在留者となった方には、空港で在留カードが交付されます。



## 在留資格認定証明書交付申請（入管法第7条の2）

申請書（別記第6号の3様式）に加えて、外国人が本邦において行おうとする活動に応じた資料その他参考となるべき資料を提出する必要あり。

### ○ 出入国管理及び難民認定法施行規則（抜粋）

#### 第62条

法又はこの省令の規定により法務大臣、出入国在留管理庁長官又は入国審査官に提出するものとされている資料が外国語により作成されているときは、その資料に訳文を添付しなければならない。

## 例えば、在留資格「経営・管理」の場合…

### ○在留資格認定証明書交付申請書（別記第6号の3様式）

→身分事項（氏名、国籍・地域、生年月日等）、滞在予定期間や過去の犯罪歴等の有無、学歴及び職歴、経営又は管理を行おうとする機関に関する情報（所在地、業種、資本金、活動内容等）などに係る内容を記入。

### ○申請人の活動の内容等を明らかにする資料

→株主総会議事録、異動通知書、雇用契約書等

### ○事業内容を明らかにする資料

→登記事項証明書の写し、勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容等が詳細に記載された案内書等

### ○事業規模を明らかにする資料

→常勤の職員が二人以上であることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料等

### ○事務所用施設の存在を明らかにする資料

→不動産登記簿謄本賃貸借契約書等

### ○事業計画書の写し

### ○直近年度の決算文書の写し

※ なお、運用においては、英語で作成された提出書類について、パンフレット等一般に英文で作成の上配布されている資料のほか、在職証明書、雇用契約書などの定型的な文書であって、専門的知識を必要とする用語や内容を含まない資料である場合は、訳文の提出までは求めておりません。